

普通預金（決済用）に関する特約事項

当行と普通預金（決済用）の取引を行う場合には、普通預金規約（法人・団体）（以下、「普通預金規約」といいます。）に加え、普通預金（決済用）に関する特約事項（以下、「特約事項」といいます。）について確認し、同意したものととして取扱います。

なお、本特約事項の条項と普通預金規約の条項とが相違する場合には、本特約事項の条項が優先します。

第1条 普通預金（決済用）

普通預金（決済用）とは、本特約の適用を受けて、預金利息を付さない普通預金（法人・団体）を指すものとします。

第2条 普通預金（決済用）の申込み

1. 普通預金（決済用）は、当行所定の方法により申込みものとします。
2. 普通預金（決済用）の申込みは、新規の普通預金（法人・団体）口座開設時における申込みに限るものとします。
3. 特約事項は、当行所定の口座開設手続を完了した時点から適用されるものとします。
4. 開設いただいた普通預金（決済用）を、預金利息を付す普通預金（法人・団体）へ切り替えることはできません。

第3条 利息の取扱い

普通預金（決済用）については、普通預金規約（法人・団体）の定めにかかわらず、預金利息は付さないものとします。

第4条 適用除外

普通預金（決済用）については、普通預金規約（法人・団体）第8条の規定は適用されないものとします。

第5条 特約事項の解約

次の1つにでも該当した場合には、当行はお客さまに事前に通知することなく特約事項を解約することができるものとします。

- (1) 特約事項対象口座が解約されたとき
- (2) 特約事項に違反したとき

(3) 特約事項の申込時の申告に虚偽があったとき

第6条 規約の準用

当行との取引に関し、この特約事項に定めのない事項については、各取引に係る規約により取扱います。当行の規約は当行のウェブサイトで確認することができます。

第7条 特約事項の変更

当行は、この特約事項の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日および変更内容を当行のウェブサイトへ掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により、取扱うものとします。

以上
【2020年2月9日現在】